

環境影響評価手続の流れ

令和4年11月11日

くらし・環境部環境局生活環境課



環境影響評価（環境アセスメント）とは

目的

私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある**大規模な事業**に対して、**予め、事業者自らが、環境影響調査を基に、事業影響による予測・評価を行い、環境の保全の見地からの意見を広く聴いた上で、環境により配慮した事業計画をつくり、実践していくことを目的**としている。

関係法令 (手続法)

法の手続

- ・ 環境影響評価法
 - ・ 環境影響評価法施行令
 - ・ 環境影響評価法施行規則
 - ・ 省令

条例の手続

- ・ 静岡県環境影響評価条例
 - ・ 静岡県環境影響評価条例施行規則
 - ・ 静岡県環境影響評価条例技術指針

対象事業

- 法対象事業（13種）
- ・ 第1種事業（アセス必須）
 - ・ 第2種事業（アセス実施について主務官庁が判定）

- 条例対象事業（24種）
- ・ 第1種事業（アセス必須）
 - ・ 第2種事業（アセス実施について知事が判定）

対象規模

- 法（発電所の建設（風力発電所））
- ・ 第1種事業：出力**50,000**kw以上

環境影響評価手続フロー

配慮書

【事業計画案の提示】
事業位置や配置等の複数案を検討提示した図書

方法書

【環境アセスメント方法の決定】
環境影響評価の項目や調査、予測及び評価手法等を示した図書

環境アセスメントの実施

方法書及びそれに対する知事意見を勘案し、事業者が環境アセスメントを実施

準備書

【環境アセスメントを実施した結果】
環境保全の見地からの意見を聴くために、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討結果を示した図書

評価書

【環境アセスメントの成果品】
準備書に対する知事意見や住民意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直して作成した図書

事後調査計画書

【予測結果や環境保全措置等の不確実性に対する検証方法の決定】
工事中及び供用後の環境の状況や環境保全措置の効果を検証するための調査方法等を示した図書

事後調査報告書

【事後調査の結果の検証】
事後調査計画書に基づいて、調査した結果を示した図書

アセス法

アセス条例

(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 手続の流れ

